

## 様式4の7 (随意契約)

## 抽出事案 [ プロポーザル ] 説明書

発注機関名：教育庁指導部文化財保護課

業務名	京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務
業務概要	<p>京都府立丹後郷土資料館は、昭和45年の開館以後半世紀以上に渡り、郷土についての歴史、考古、民俗資料等の保存及び活用を図り、府民の文化的向上に資する施設として活動を行ってきた。しかし、施設の老朽化が進み、また、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることから、地域の歴史文化の学習拠点のみならず観光の拠点としても活動を推進するため、本館の耐震補強工事を含む改修、新設する本館北側別棟や別館（駐車場を含む。）の整備を目的とした基本・実施設計を行おうとするものである。</p>
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	<p>本業務では、丹後地域の歴史・文化の学習拠点のみならず観光の拠点となる施設を目指している。そのため、設計段階で利用者や職員の動線を適切に設定し、博物館機能の向上を図るための諸室構成や新設する別館を含めた敷地全体の活用の在り方、展示計画との連動性を検討のうえ、設計に反映させる必要がある。また、本館については、本館が有するデザイン性も考慮しながらの耐震補強工事や安全対策工事を含むリノベーションを行い、建物自体の魅力向上も図ることとしている。</p> <p>したがって、業務遂行のためには設計者や設計組織の持つ豊富な経験と専門知識に基づく技術力に加え、国宝や重要文化財をはじめとする貴重な文化財の展示についての考え方や集客方策についての企画力及び構想力を把握する必要があり、プロポーザル方式の対象に適合する。</p>
参加資格要件及びその理由	<p>単体企業又は設計共同企業体（建築と展示を担当する2者、③④は建築担当構成員のみ）</p> <p>① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録簿に登録されていること。</p> <p>② 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が2名以上所属していること。</p> <p>② 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。</p>

	<p>と。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10年以上の実務経験があること。</p> <p>④ 平成19年度以降に完工した、延床面積が1,000㎡を超える建築物の新築、改築、増築又は改修に係る基本又は実施設計業務の元請けとしての実績を有すること。</p>
参加申請者数	4者
選定経過	<p>公募期間 令和4年10月7日～令和4年11月16日</p> <p>申請受付 令和4年10月7日～令和4年10月24日</p> <p>外部有識者意見聴取 令和4年11月25日</p> <p>選定結果の通知 令和4年12月1日</p> <p>契約日 令和4年12月14日</p> <p>見積限度額 106,054,300円(税込)</p> <p>契約金額 104,500,000円(税込)</p> <p>契約期間 令和4年12月14日～令和6年6月28日</p>
選定業者名	株式会社石本建築事務所
選定理由	<p>業務内容や業務趣旨及び現状に関する理解が十分あり、的確性、独創性のある企画提案に基づく効率的・効果的な業務遂行が期待できるため。</p>

**京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務  
に係る公募型プロポーザル募集要領**

**1 事業の趣旨・目的**

京都府立丹後郷土資料館は、昭和 45 年の開館以後半世紀以上に渡り、郷土についての歴史、考古、民俗資料等の保存及び活用を図り、府民の文化的向上に資する施設として活動を行ってきた。しかし、施設の老朽化が進み、また、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることから、地域の歴史文化の学習拠点のみならず観光の拠点としても活動を推進するため、本館の耐震補強工事を含む改修、新設する本館北側別棟や別館（駐車場を含む。）の整備を目的とした基本・実施設計を行おうとするものである。

**2 業務概要**

- (1) 業務名 京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務
- (2) 業務内容 別紙「建築設計業務委託特記仕様書」及び「設計概要」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 6 年 6 月 28 日まで
- (4) 委託上限額 106,054,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）

**3 参加資格**

本業務に参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件を全て満たす単体企業又は設計共同企業体であること。設計共同企業体については、建築分野と展示分野を担当する 2 者で構成される企業体であることとし、建築分野を担当する構成員はすべての要件を、展示分野を担当する構成員は(1)から(8)までの要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 技術提案募集に係る公告の日から委託候補者特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて技術提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録簿に登録されていること。
- (8) 直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が 2 名以上所属していること。
- (9) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、技術提案に参加する者と直接的かつ 3 箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を取得後、10 年以上の実務経験があること。
- (10) 平成 19 年度以降に完工した、延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の新築、改築、増築又は改修に係る基本又は実施設計業務の元請けとしての実績を有すること。

#### 4 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府教育庁指導部文化財保護課企画調整係（京都府庁 1 号館 1 階）  
電話 075-414-5896 FAX 075-414-5897  
メールアドレス bunkazai@pref.kyoto.lg.jp

- (2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和 4 年 10 月 7 日（金）～令和 4 年 11 月 16 日（水）  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

- イ 配布場所及び受付場所

上記 (1) の担当部署で配布するほか、京都府教育委員会ホームページ「入札情報」  
(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) からダウンロードできる。

- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和 4 年 10 月 24 日（月）正午  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- イ 提出場所：(1) に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出書類：別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」参照

- オ 参加表明書に関する質疑・回答

(7) 受付期間：公募開始日～令和 4 年 10 月 17 日（月）正午まで（必着）

(イ) 質疑方法：質疑書（様式 2）に必要事項を記入の上、持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：令和 4 年 10 月 19 日（水）

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府教育委員会ホームページ「入札情報」

(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>) に掲示し、個別に

は回答しない。

(4) 技術提案書の提出要請

上記(3)の提出書類をもとに、別紙「京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務に係る公募型プロポーザル評価基準」(以下、「評価基準」という。)に基づき、京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務に係る公募型プロポーザル選定会議(以下、「選定会議」という。)において、技術提案書の提出を求めるものとして評価点上位の5者程度を選定し、技術提案書提出要請書を送付する。(送付予定日：令和4年11月1日(火))

(5) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和4年11月16日(水)正午

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

エ 提出書類：別紙「参加表明書及び技術提案書作成要領」参照

オ 技術提案書に関する質疑・回答

(ア) 受付期間：技術提案書提出要請後から令和4年11月7日(月)正午まで(必着)

(イ) 質疑方法：質疑書(様式2)に必要な事項を記入の上、持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、上記イに提出すること。

(ウ) 回答日時：令和4年11月9日(水)

(エ) 回答方法：質問への回答は京都府教育委員会ホームページ「入札情報」

(<http://www.kyoto-be.ne.jp/kyoto-be/nyusatsu.html>)に掲示し、個別には回答しない。

5 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、日時、場所については、技術提案書提出要請とあわせて通知する。

(3) 評価方法

参加表明書、技術提案書について、評価基準に基づき、外部有識者の意見(採点等)を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、選定会議において契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で委託業務参考見積価格を再作成し、再提出された委託業務参考見積価格の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 委託業務参考見積価格の金額が2(4)の委託上限金額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 審査結果の通知・公表

技術提案書の提出を求める者の選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、候補者選定後、技術提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。候補者選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府教育委員会ホームページ公募型プロポーザル選定結果等において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

なお、技術提案書の提出を求める者として選定されなかった者及び技術提案書を提出した者のうち、委託候補者として特定されなかった者は、本通知書の翌日から起算して5日以内に、書面（様式任意）により4(1)の担当部署に対して、非選定理由に係る説明を請求することができる。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
  - ※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
  - ※参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

7 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いのほか、保証会社の保証を条件として業務着手後に各会計年度の履行高予定額の3割以内の額を前払い金として請求できる。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- (5) 基本設計完了時に、部分引き渡しに係る支払いを請求することができる。ただし、各年度における支払限度額を超えて、請求はできない。

8 留意事項

(1) 参加及び辞退に係る取扱

- ア 参加表明書及び技術提案書については、1者につき1提案に限る。
- イ 参加表明書の提出後に辞退する場合は、具体的な理由を付して書面により届け出るものとする。(様式任意)

(2) 提出された書類に係る取扱い

- ア 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された書類は返却しない。
- エ 技術提案書等の著作権は提案者に帰属するが、公表等の使用については、提案者は承諾するものとする。
- オ 技術提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- カ 提出した書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- キ 書類を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(3) その他

- ア 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- ウ 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。
- エ 本業務及び本業務に直接関係する他の設計業務等の受託者及びその関連企業(会社法(平成17年法律))第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員をかねている者)は、今後発注する予定の京都府立丹後郷土資料館改修工事の受注者となることはできない。
- オ 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、4の(5)の技術提案書の提出期限等については、日時等の変更を行う場合がある。変更を行う場合は、技術提案書の提出を求める者に対して、4の(1)の担当部署から通知を行う。

# 建築設計業務委託特記仕様書

京都府教育庁指導部文化財保護課

## I 業務概要

1. 業務名称 京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務
2. 計画施設概要
  - (1) 施設名称 京都府立丹後郷土資料館
  - (2) 敷地の場所 京都府宮津市宇国分小字天王山 地内 他
  - (3) 施設の用途 博物館  
(平成31年国土交通省告示第98号 別添二第十二号第2類とする。)
3. 設計と条件
  - (1) 敷地の条件
    - a 敷地の面積 別添「施設概要」のとおり
    - b 用途地域及び地区の指定 別添「施設概要」のとおり
  - (2) 施設の条件
    - a 施設の延面積 別添「施設概要」のとおり
    - b 主要構造 別添「施設概要」のとおり
    - c 耐震安全性の分類  
「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成25年制定)による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。(○印を適用する。)

1) 構造体	I	II	III	類	
2) 建築非構造部材	A	B		類	別添「施設概要」のとおり
3) 建築設備	甲	乙		類	
  - (3) 建設の条件
    - a 工事費 入札通知書による
    - b 工事工期 入札通知書による
  - (4) その他の与条件 別添設計概要による
  - (5) 基本設計図書の最終提出期限 令和5年7月31日
  - (6) 業務委託工期 令和6年6月28日

### 【電子納品対象業務】

電子納品の対象範囲については、「II業務仕様4.提出成果物等」のとおりです。

## II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和3年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

### 1. 特記仕様書の適用

本特記仕様書に記載された特記事項の中で□については☑印部分を適用する。

### 2. 設計業務の内容及び範囲（委託欄に☑印をしたものを適用する。）

#### (1) 一般業務

##### (a) 基本設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備基本設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	展示基本設計に関し、別表1で指示するもの。	〃

##### (b) 実施設計☑

委託	業務内容	特記事項
☑	建築（総合）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	別表1参照
☑	建築（構造）実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	電気設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	機械設備実施設計に関する標準業務のうち、別表1で指示するもの。	〃
☑	展示実施設計に関し、別表1で指示するもの。	〃

#### (2) 追加業務

##### 基本・実施（展示除く）共通

委託	業務内容	特記事項
☑	<b>積算業務</b> <input checked="" type="checkbox"/> 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 電気積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成） <input checked="" type="checkbox"/> 機械積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）	
☑	<b>透視図作成</b> 外観（1）枚 大きさ（A3） 額の有無（無） 内観（ ）枚 大きさ（A3） 額の有無（無）	
□	<b>透視図の写真作成</b> （ ）カット 枚数各（ ）枚 大きさ（ ） 電子データ（ ）	
□	<b>模型製作</b> 縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ）	

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 建築主事 <input checked="" type="checkbox"/> 消防署 <input checked="" type="checkbox"/> 保健所 <input type="checkbox"/> 警察署 <input checked="" type="checkbox"/> 関係市町村 <input checked="" type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input checked="" type="checkbox"/> 関西電力 <input checked="" type="checkbox"/> 大阪ガス <input checked="" type="checkbox"/> NTT <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道局 <input checked="" type="checkbox"/> その他法令手続	<input checked="" type="checkbox"/> の官公署と打合せを行うこと。なお、 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外にも必要があれば行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	計画通知手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	関係法令に基づく各種手続き業務 (標識看板の作成、設置報告等の届け出)	
<input type="checkbox"/>	防災計画評定・防災性能評定に関する資料の作成及び申請 手続き業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務	
<input type="checkbox"/>	リサイクル計画書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	概略工事工程表の作成	
<input type="checkbox"/>	建築物の利用に関する説明書の作成	
<input checked="" type="checkbox"/>	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	
<input type="checkbox"/>	日影図の作成(既存建築物)	
<input type="checkbox"/>	総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成	

基本・実施(展示)共通

委託	業務内容	特記事項
<input checked="" type="checkbox"/>	積算業務	
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図作成 内観(5)枚 大きさ(A3) 額の有無(無)	
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁との打合せ <input checked="" type="checkbox"/> 文化庁 <input type="checkbox"/> その他法令手続	<input checked="" type="checkbox"/> の官公署と打合せを行うこと。なお、 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外にも必要があれば行うこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く)	

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- (a) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準によって行う。
- (b) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準によって行う。
- (c) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。  
 なお、数量算出時及び数量調書作成時に営繕工事積算チェックマニュアルを用いてチェックを行うこと。
- (d) 建築改修に伴う既存設備機器の安全確認等については各設備技術者と協議を行うこと。
- (e) 2,000㎡を超える建築物の建築設備については建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第18条第4項に基づき建築設備士の意見を聞くこと。  
 建築設備士に意見を聴いた設計図書等の全てに①建築設備士の意見を聴いたこと、②建築設備士の氏名及び登録番号（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下同じ。）第17条の35の登録を受けている場合）を記載するとともに設計図書の表紙等に意見を聴いた建築設備の種類及び設計図書の範囲を併せて記載すること。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。  
 なお、特記なき場合は、国土交通大臣官庁官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

建築工事設計図書作成基準  
 建築設備工事設計図書作成基準  
 建築設計基準  
 建築構造設計基準  
 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準  
 官庁施設の総合耐震診断・改修基準  
 木造計画・設計基準  
 建築設備計画基準  
 建築設備設計基準  
 建築設備設計計算書作成の手引  
 建築設備耐震設計・施工指針  
 昇降機耐震設計・施工指針  
 雨水利用・排水再利用設備計画基準  
 構内舗装・排水設計基準  
 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）  
 公共建築工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）  
 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）  
 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備/機械設備工事編）  
 公共建築木造工事標準仕様書  
 建築物解体工事共通仕様書  
 敷地調査共通仕様書  
 建築工事標準詳細図  
 公共建築設備工事標準図（電気設備/機械設備工事編）  
 建築工事監理指針  
 建築改修工事監理指針  
 電気設備工事監理指針 / 機械設備工事監理指針  
 公共建築工事積算基準  
 公共建築数量積算基準  
 公共建築設備数量積算基準  
 公共建築工事標準単価積算基準  
 公共建築工事積算基準等資料  
 京都府建設交通部営繕課 営繕工事 積算一般事項  
 京都府建設交通部営繕課 建築主体工事積算参考資料  
 京都府建設交通部営繕課 電気/機械設備工事積算参考資料

貸与  
 貸与  
 貸与

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を添付する。

- ①業務着手届
- ②業務工程表
- ③管理技術者通知書
- ④管理技術者経歴書
- ⑤管理・主任技術者実績

上記の④及び⑤には次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成19年度以降の同種又は類似業務の実績、平成19年4月以降に担当した京都府発注の業務実績及び手持業務の状況
- (b) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成19年度以降の同種又は類似業務の実績、平成19年度以降に担当した京都府発注の業務実績及び手持業務の状況
- (c) 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、平成19年度以降の同種又は類似業務の実績
- (d) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数・平成19年4月以降の当該分野における業務の実績・手持業務の状況（建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）
- (e) プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合の業務履行  
 プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受注した場合、技術提案書により提案された履行体制により本業務を履行すること。  
 なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、業務計画書の提出を省略できる。

注1) 建築士については、免許証等の写しを添付すること。

注2) 添付した免許証については、免許証の原本と本人確認書類を提示し、監督職員の確認を受けること。

注3) 業務を再委託する場合は、設委様式-3「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

注4) 協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。

注5) 協力事務所に所属する建築士については、受託者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。

注6) 建築士の免許証の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員に報告すること。

注7) 建築士の免許証の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。

注8) 「平成19年度以降の同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

① 平成19年4月以降に完成した施設の設計業務実績

② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

③ 次を満たす施設の設計業務実績

(ア) 同種業務の実績における対象施設は、博物館とする。

(イ) 類似業務の実績における対象施設は、公共施設とする。

(4) 管理技術者（建築）の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

以下のいずれかを満たす者。ただし、構造担当主任技術者が以下のいずれかを満たす場合はこの限りでない。

・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第一号に規定する国土交通大臣の登録を受けた講習（以下、「登録資格者講習」という。）で、耐震補強計画を行う建築物の構造形式（鉄筋コンクリート造）に対応したものを修了している者

・平成25年国土交通省告示第1057号第一号の規定に基づく登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習（平成26年7月14日付国住指第960号、平成26年12月19日付け国住指第3437号）で、耐震補強計画を行う建築物の構造形式（鉄筋コンクリート造）に対応したものを修了している者

※耐震補強計画書を作成する者は鉄筋コンクリート造に対応した登録資格者講習（同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を含む。）を修了している者とし、受講修了証の写し等を提出すること。

(5) 貸与資料等

貸与する資料等

- 適用基準等のうち、貸与とされているもの
- 本仕様書文中で、貸与としているもの
- 本施設の図面（必要な部分のｺﾋﾟｰ）
- 本施設の最新の計画通知書
- 既存施設の図面
- 標準設計例
- 耐震診断結果報告書
- 敷地測量調査結果
- 定期点検結果

貸与品は契約書の規定に基づき管理し、所定の時期、場所に返却のこと。

貸与場所（文化財保護課、管理課） 貸与時期（業務開始日以降）

返却場所（文化財保護課、管理課） 返却時期（業務完成時）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

(a) 業務着手時

(b) 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき

(c) その他

(7) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 指定部分\*の範囲（基本設計に係る範囲）

指定部分の履行期限（令和5年7月31日）

※ 建築設計業務等委託契約書第36条の規定による。

(b) 成果物の提出場所（教育庁管理部管理課）

(c) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、本施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

① 写真は、本府が行う事務並びに本府が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作権名を表示しないことができる。

② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

1) 写真を公表すること。

2) 写真を他人に閲覧させる、複写させる、又は譲渡すること。

- (e) 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲について  
別表1による。
- (f) 改修・解体工事実施設計業務における図面目録について  
別表2による。

4. 提出成果物等

提出成果物は下表のうち委託欄の印部分を適用する。(数字は提出部数を示す)  
 図面の大きさ 基本設計 A-1 A-2 A-3、実施設計 A-1 A-2  
 原図(普通紙)、正本には設計者名及び押印して提出すること。

本設計業務委託は電子納品対象業務です。

京都府電子納品運用ガイドライン(建築工事及び建築設計業務等)に基づき  
 図面書類等を電子納品して下さい。なお、電子納品の対象範囲は下表電子納品  
 欄のとおりです。

ガイドライン掲載ページ: <http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html>

(1) 基本設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築意匠》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計説明書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《建築構造》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本構造計画案	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計画概要書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《設 備》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設備計画概要書、仕様概要書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《展 示》			
<input checked="" type="checkbox"/>	基本設計図	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計説明書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費概算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(2) 実施設計

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
	《建築工事》			
<input checked="" type="checkbox"/>	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1部+縮小1	1部+縮小2	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造計算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	構造設計図、構造仕様書	1部+縮小1	1部+縮小3	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書(営繕積算システムRIBC2)	1部+CD-R	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《設備工事》			

<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計図	1部+縮小1	1部+縮小2	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設備設計計算書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事積算数量算出書、工事積算数量調書	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2）	1部+CD-R	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	専門工事等見積書、比較表	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
	《展示工事》			
<input checked="" type="checkbox"/>	意匠設計図、特記仕様書・工事概要書	1部+縮小1	1部+縮小2	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	工事費内訳書	1部+CD-R	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	計画通知書	1部+CD-R	4部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	日影図（既存建築物）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	数量算出チェックリスト及び積算数量調書 チェックリスト	1部		<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各種官庁届出書等	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象

(3) 基本・実施（展示除く）共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書（建築、電気、機械）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械、展示の連絡調整打合せ 記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図（外観1枚、内観 枚）	1式	1部(写真)	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input type="checkbox"/>	模型（ ）	1式	1部(写真)	<input type="checkbox"/> 対象*
	資料、報告書類			
<input type="checkbox"/>	現地測量調査報告書	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	地質調査報告書	2部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	各技術資料	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*
<input checked="" type="checkbox"/>	各調査記録書（現地調査、施設調査等）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	空气中PM <sub>2.5</sub> 濃度調査結果（ヶ所）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建材のPM <sub>2.5</sub> 含有調査結果（35ヶ所）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input type="checkbox"/>	保温材のPM <sub>2.5</sub> 含有調査結果（ヶ所）	1部	1部	<input type="checkbox"/> 対象

(4) 基本・実施（展示）共通

委託	成 果 物 名	原図・正本等	製本・副本等	電子納品
<input checked="" type="checkbox"/>	諸官庁打合せ報告書（展示）	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	建築、電気、機械の連絡調整打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象
<input checked="" type="checkbox"/>	透視図（外観1枚、内観5枚）	1式	1部	<input checked="" type="checkbox"/> 対象*

注 \* =Excel、Word、一太郎で作成された場合、写真の場合。  
縮小=縮小版（A-3判）の原図、製本を提出。（写真）=額入りとする。  
図面=原図（図面ファイル入）、製本（背張り製本）。書類=正本、副本（フラットファイル綴程度）。

## 5. その他の特記事項

### (1) 標準設計例の使用

京都府が定めた標準設計例を使用する場合は、標準設計図に準拠して設計を行い、監督職員の承認を得ない限りこれを変更してはならない。

### (2) 現地調査

#### (a) 設計計画に伴う測量及び施設調査（電気、給排水、污水等）（別図の範囲）

測量等の方法  専門業者による測量及び調査  
 設計事務所職員等による測定及び調査

#### (b) 構造計画に伴う地質調査（ボーリング調査）

国土交通大臣官房官庁営繕部監修の敷地調査共通仕様書によるボーリング調査とし、延長は約（20）m、箇所数は（7）箇所とする。（支持層N値40以上を確認）標準貫入試験を行い、乱された試料の採取を行う。（地質調査報告書 3部及び土質標本 1式提出。）

#### (c) 既存建築物改修・解体工事における建材及び保温材のフスベシ含有調査

石綿の含有の可能性がある建材及び保温材について、資料を採取し、分析調査（定性・定量調査）を行う。石綿含有部材に関しては、法令に遵守して処理出来るよう図面に反映させる。

処理方法に関しては、関係諸官庁（労働基準監督署等）と充分協議を行うこと。

分析箇所数・・・総計35箇所（分析箇所は設計概要別表3のとおり）

#### (d) 既存建築物改修・解体工事におけるPCB調査

受変電設備機器等について、机上調査を行うこと。（メーカー名、製造年、品番等で確認する。）

#### (e) 既存建築物改修・解体工事における内部備品調査

別添の調査リストを元に備品の大きさ、重さを調査する。調査リストに記載の無い備品についても調査すること。

#### (f) 周辺工作物（擁壁、塀等）、及び地中埋設物調査

敷地内及び敷地周辺の工作物等に関して、建築工事・解体工事等の際に損傷の恐れが無いが、及び隣接地への影響の有無を含め調査を行うこと。

損傷の恐れがある際は、有効な仮設計画を講ずること。

#### ~~(g) 電波障害調査（調整要）~~

~~既設テレビ電波障害対策設備受信部（解体建物塔屋に設置）の移設先選定のための電波状況調査、及び移設の設計を行うこと。~~

#### (h) 設備機器等調査

既存建築物改修・解体とは別に撤去・処分が必要な設備機器等について、また、蛍光灯ランプ、フロンガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて、充分な調査を行うこと。

(3) 製図

- (a) 製図法は、JISA0150（建築製図通則）及びJISZ8310（製図総則）による。
- (b) 製図は「国土交通省電子納品要領」、「京都府電子納品運用ガイドライン（建築工事及び建築設計業務等）」に基づきCADにて作成する。
- (c) 寸法数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字は原則としてミリメートル単位で記入する。
- (d) 図面枠、特記仕様書は、本府が定めた様式とし、記載事項についてはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (e) 表紙及び図面リストを作成すること。

(4) 設計図書

- (a) 構造計算書の様式は、（一社）日本建築学会発行の各出版物に記載のある様式に準ずる。
- (b) 特殊な構造を使用する場合においては、あらかじめ強度試験を行うものとし、費用は業務委託料に含まれるものとする。
- (c) 電気及び機械設備計算書は上記Ⅱ 3. (2)「適用基準等」によることとし、計算にあたってはあらかじめ監督職員と打合せを行うこと。
- (d) メーカーの資料については、事前に監督職員の指示を受けるものとし、図面には原則として特定の製品名、会社名をつけない。  
メーカー等が作成した図面の提出は認めない。
- (e) 積算内訳書の作成は、別紙1による。
- (f) 単価は、月間刊行物の掲載価格（2誌の比較）とする。刊行物にない価格は見積りによることとし、3社以上の見積りを徴することとし、その見積書には法定福利費相当額が明示されていることとする。（その他別に定める積算基準によるものとする。）  
なお、見積書を徴する際は実勢価格のヒアリングを行うこと。
- (g) 諸資材は、“つとめて”京都府内産を使用するよう考慮すること。
- (h) 使用木材における杉、ひのきについては、京都府内産木材、京都木材規格材の採用を検討すること。

(5) 検査等

- (a) 提出した設計図書は、本府の検査に合格しなければならない。  
検査の結果、指摘された事項は、速かに訂正しなければならない。
- (b) 工事中、設計図書に疑義が生じたとき等は、必要に応じて担当者を現場に派遣し説明すること。

(6) 成果物の取扱い

提出されたCADデータについては、本設計に係る工事の受注者に貸与し、施工図、完成図の作成及び、完成後の維持管理に使用する。

(7) 業務実績情報の登録（公共建築設計者情報システム[PUBDIS]）

500万円以上の業務については、PUBDISに「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、「業務カルテ仮登録（監督職員の押印済み）」を提出し確認を受け、速やかに登録を行う。

## 『工事費積算書（内訳書）の電算入力について』

京都府教育庁管理部管理課

今回の設計業務委託のうち、工事費の積算（展示除く）については、数量算出書の他、内訳書については営繕積算システムRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）内訳書作成システムによって入力したCD-Rを提出して下さい。

RIBC2については下記の（一財）建築コスト管理システム研究所との内訳書作成システム利用契約を結び、本府より供給する名称及び標準単価ファイルと併せて入力作業を行って下さい。

入力するのは内訳書（内訳明細書、別紙明細書、代価表）の各項目（名称、数量、単位、単価（参考単価）、備考欄）とします。

提出するCD-Rのフォーマット形式は、京都府電子納品運用ガイドラインに従い、IS09660（レベル1）として下さい。

なお、利用契約の経費は業務委託料に含まれています。

### 記

\* 営繕積算システムRIBC2の問い合わせ先

（一財）建築コスト管理システム研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33

契約関係 TEL:03-3434-3290

システム関係 TEL:03-5425-2518 FAX:03-5425-2519

#### 利用契約の経費

内訳書作成システムの契約にあたっては、

利用料金：1ライセンス×1ヶ月@10,000円 [消費税]が必要です。

※契約時には別途消費税が必要となります。

なお、本システム及び操作マニュアルは、（一財）建築コスト管理システム研究所のホームページからのダウンロード版となります。システムCD-R及び冊子マニュアルが必要な場合には、別途料金が必要となります。

1セット@5,000円 [消費税]（上記利用料金に加算されます。）

※業務委託料には含まれません。

\* RIBC2の動作環境（以下のシステムを準備して下さい）

Windows版の場合

	RIBC2
OS	Windows 10 Windows 8.1
	.NET Framework 4.5.2以上のインストールが必要
その他	システム、及び操作マニュアルについては、ダウンロードによる配布

一部のインクジェットプリンタ等では有効印字領域が狭いため、正常な印刷ができないことがあります。

別表 1

## 設計業務に関する一般業務の内容及び範囲（建築・電気設備・機械設備）

	平成31年国土交通省告示第98号の業務内容	適用*	備考
基本設計に関する標準業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	○	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
(5) 基本設計図書の作成	○		
(6) 概算工事費の検討	○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	△		
実施設計に関する標準業務	(1) 要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認	△
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	△
(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	○	
	ii) 建築確認申請図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討	○		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	△		
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	×	

設計業務に関する業務の内容及び範囲（展示）

	業務内容	適用※	備考
基本設計に関する業務	(1) 設計条件等の整理	i) 条件整理	△
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	×
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	△	
	(4) 基本設計方針の策定	i) 総合検討	△
		ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	○
	(5) 基本設計図書の作成	○	
(6) 概算工事費の検討	○		
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	△		
実施設計に関する業務	(1) 要求等の確認	i) 建築主の要求等の確認	△
		ii) 設計条件の変更等の場合の協議	△
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	i) 法令上の諸条件の調査	○
		ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	×
	(3) 実施設計方針の策定	i) 総合検討	△
		ii) 実施設計のための基本事項の確定	△
		iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	△
	(4) 実施設計図書の作成	i) 実施設計図書の作成	○
ii) 建築確認申請図書の作成		○	
(5) 概算工事費の検討	○		
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	△		
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	×	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	×	

※ 本業務委託において、発注者が行う業務又は本業務に含まない内容を「×」、発注者が業務の一部を行うものを「△」及び、受注者で行う業務を「○」で示す

別表2

実施設計（改修・解体工事に適用）に係る図面目録について（参考）

本業務は下記の図面目録を参考に、実施設計の成果品をとりまとめること。  
ただし、本館耐震補強についてはこれによらず必要な図面を作成すること。

※1 本図面目録は、基本設計時に想定した参考資料であり、実施設計の成果を拘束するものではない。実施設計の成果として、本図面目録とは違う内容の成果品となることは差し支えないものとする。（ただし、監督職員と協議すること）

※2 実施設計の成果として、本図面目録から変更があった場合については、設計変更の対象とはしない。（設計の条件が著しく変わった場合等を除く。）

工事区分	図名	枚数	備考
建築意匠	図面リスト	1	本府書式による
	特記仕様書	10	
	工事区分表	1	
	案内・配置図・附近見取図	1	
	仕上表	1	
	平面図	4	
	屋根伏図	1	
	立面図	2	
	断面図	2	
	矩計図	4	
	平面詳細図	19	
	部分詳細図	8	
	展開図	19	
	天井伏図	3	
	建具表	4	
	各階伏図		
外構図			
仮設計画図	1		
建築構造	特記仕様書		建築意匠と共用
	基礎伏図	1	
	構造伏図	4	
	断面リスト図	2	
	軸組図	6	
	構造詳細図	2	
	鉄骨標準図	2	
	溶接基準図	2	
	土質柱状図		
	山留参考図		
電気設備	図面リスト	1	
	特記仕様書	2	
	案内・配置図・立面図	1	
	受変電設備	1	
	分電盤	1	
	系統図	1	
	機器姿図・仕様書	2	
	新設 配線図・平面図	13	
	撤去 配線図・平面図	11	
	部分詳細図	2	
	仮設 平面図		

工事区分	図名	枚数	備考
機械設備	図面リスト	1	
	特記仕様書	4	
	案内・配置図・立面図	1	
	機器表	4	
	系統図	2	
	新設 配管・ダクト平面図	14	
	撤去 配管・ダクト平面図	10	
	部分詳細図	6	
	仮設 平面図		

## 施設概要

1 施設名称【京都府立丹後郷土資料館】

2 敷地の場所【①京都府宮津市宇国分小字天王山 地内 ②同市字溝尻小字岡田 地内】

3 施設用途【博物館（平成31年国土交通省告示98号別添二第12号第2類）】

### 4 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

①宮津市宇国分小字天王山 地内（本館及び本館北側別棟）

a 敷地の面積 27,209 m<sup>2</sup>（史跡等含む）

b 用途地域及び地区の指定

○第一種住居地域

○防火地域（法22条地域）

○国定公園内敷地・第2種特別地区

○重要文化的景観 ○国指定史跡

○土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 ○砂防指定地（大橋川）

○宮津市「宮津・天橋立景観計画」（眺望景観沿道ゾーン）

○宮津市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の対象区域

②宮津市宇溝尻小字岡田 地内（別館及び第2駐車場）

a 敷地の面積 約2,500 m<sup>2</sup>（別館建設予定地）及び約1,000 m<sup>2</sup>（第2駐車場予定地）

b 用途地域及び地区の指定

○防火地域（法22条地域）

○国定公園内敷地・第2種特別地区

○重要文化的景観

○土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 ○砂防指定地（大橋川）

○宮津市「宮津・天橋立景観計画」（市街地ゾーン）

○宮津市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則の対象区域

#### (2) 施設の条件

a 施設の延べ面積・主要構造（別添「設計概要」による）

b 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

構造体 II類

建築非構造部材 B類

建築設備 乙類

#### (3) 設計と条件

設計と条件については、別添「設計概要」による。

# 設 計 概 要

## 1 設計目的

京都府立丹後郷土資料館（以下、「資料館」という。）は、昭和45年の開館以後半世紀以上に渡り、郷土についての歴史、考古、民俗資料等の保存及び活用を図り、府民の文化的向上に資する施設として活動を行ってきた。しかし、施設の老朽化が進み、また、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることから、地域の歴史文化の学習拠点のみならず観光の拠点としても活動を推進するため、本館の耐震補強工事を含む改修、新設する本館北側別棟や別館（駐車場を含む。）の整備を目的とした基本・実施設計（建築・展示）を行う。

## 2 業務概要

資料館本館の改修工事、本館北側別棟及び別館新築に係る基本・実施設計（展示の基本・実施設計を含む。）業務を行う。付随する外構整備、付属倉庫の解体、仮設工事等を含み、バリアフリー法等の関係法令に係る協議や手続きを含む。

## 3 施設概要

### (1) 本館及び屋外施設

別表1（既存建物一覧）による。改修後の計画面積は、別表2(1)参照。

### (2) 本館北側別棟（新築）

構造：RC造2階建

延床面積：約180㎡

諸室は、別表2(2)による。

### (3) 別館（新築）

構造：RC造2階建（地下室建築物とした場合、地下1階、地上1階）

延床面積：約700㎡

諸室は、別表2(3)による。

なお、(1)～(3)の諸室については、基本設計時に全体としての配置計画や面積の見直しを行う場合がある。

また、本業務には含まれないが、資料館から南西に約1.5km離れた別敷地に収蔵施設（延床面積約400㎡。内、収蔵庫の延床面積約300㎡）の新築を計画している。

## 4 業務内容

### (1) 整備計画概要作成

- ・本業務完了後の姿を理解するため、本館のみでなく新設する建物、旧永島家住宅及び史跡丹後国分寺跡を含む敷地全体の「整備計画概要（イメージパース含む。）」を作成すること。ただし、丹後国分寺跡の史跡公園整備や旧永島家住宅の整備は本業務には含まない。

- ・整備計画概要の作成に当たっては、さまざまな人が交流し、にぎわいを生む整備案（敷地内にキッチンカーを配置することや、それに付随する設備計画など）を提案し、発注者と協議の上、取りまとめること。

なお、別紙1「京都府立郷土資料館整備・展示例」は参考として示すものであり、整備目的に資する新たな提案を妨げるものではない。

### (2) 本館

#### ア 改修工事全般

- ・天橋立を横一文字に臨む立地を生かし、展望機能を新設する。
- ・改修工事は全館無人工事とする。
- ・既存仕上げ、設備機器は全て撤去・新設を原則とする。
- ・耐震性能が不足している本館（増築棟は含まない。）について耐震補強工事を行う。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている敷地であり、原則として工事内容は建築基準法に基づく計画通知が不要な範囲とし、増築等を行わない。
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設に承認される基準を満たすように設計すること。

施設の基準については、「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程」（平成8年8月文化庁告示第9号）及び「文化財公開施設の計画に関する指針」（平成7年8月文化庁文化財保護部）を参照のこと。

また、公開承認施設に係る協議に必要な資料の作成を行うこと。

なお、全体の施設計画の検討の中で諸室配置の変更を行う場合においても、本館もしくは別館のいずれかが公開承認施設の基準を満たすこと。

- ・省エネルギー化、環境負荷の低減について検討すること。特に基本設計段階で原則ZEB Ready以上の要件を満たすよう検討を行うとともに、国庫補助金申請にあたっては必要な書類等を準備すること。
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン化（子育てにやさしい整備を含む。）を図り、建物内に11人乗り程度のエレベーターを新設する。
- ・各室面積は別表2(1)を参考とする。ただし、施設全体計画の検討の中で、見直しを行う場合がある。各室の仕様は施設管理者へのヒアリング等を踏まえ、諸元表として整理すること。
- ・本館には、新たに特別展示室、展示準備室、荷解き作業室、トラックヤードを設置することを原則とする。なお、トラックヤードは2トン美術運送車の車体後部を屋内に乗り入れ可能とすること。
- ・トイレは、男子トイレ（小便器3、洋式便器2）、女子トイレ（洋式便器4）、多目的トイレ（洋式便器1）を標準に検討すること。  
なお、小便器には自動洗浄装置をつけること。
- ・平面、外観のプラン案については、3案を提示し協議すること。
- ・貸与する定期点検結果も参照し、要正箇所や既存不適格箇所について原則改修を行う。
- ・標識、サイン等についても設計すること。
- ・外構工事は、本館西側及び北側の通路については、舗装を検討すること。南側は、既存のアプローチ（階段を含む。）について、見直しも含め検討すること。

#### イ 収蔵庫

- ・当資料館内に、指定文化財等を収蔵する約150㎡の収蔵庫を設けることを原則とする。ただし、全体配置計画の見直しにより、変更する場合もある。

#### ウ 耐震補強

- ・令和3年度に耐震診断を実施した結果、本館部分は現況Isの最小値が0.27であり、耐震補強工事を行う。増築棟部分は現況Isの最小値が0.91であり、耐震補強は不要である。現況診断結果については耐震判定委員会の判定を取得している。
- ・耐震補強計画については、本業務において、改修後の建物利用計画（エレベーター新設を含む）にあわせて補強計画を検討し、基本設計で確定させること。また、耐震補強計画について耐震判定委員会の判定を取得すること。

- ・増築棟部分については耐震補強が不要だが、壁や床を撤去する場合等、構造安全上の支障がないことを検討すること。
- ・改修後の各室における積載荷重は施設管理者へのヒアリング等を踏まえ、適切に設定すること。
- ・耐震補強の目標値はIS $\geq$ 0.75かつ、CT・SD $\geq$ 0.3及びq $\geq$ 1.0とする。
- ・耐震判定に必要な申請手数料は本業務に含まない。

#### エ 設備計画

- ・展示室の照明については、様々な展示方法に対応できる方式を検討し、諸条件についてヒアリングを行い、選定を行うこと。
- ・収蔵庫及び展示室の上層には極力給排水管等の設置は控えるよう検討すること。
- ・空調方式等は、施設管理者に室ごとの諸条件についてヒアリングを行い、選定を行うこと。
- ・夜間開館や敷地内のイベント等に対応可能な電気及び給排水設備を新設すること。
- ・通信設備として、業務系有線LAN及び利用者用公衆無線LANを整備すること。
- ・昇降機を新設すること。

#### オ 展示整備計画及び展示基本・実施設計

##### ① 展示整備計画

- ・展示整備計画については、3案を提示し協議すること。特に今回新たに設置を予定している特別展示室の活用方法や各展示室の展示手法についても、例えば従来の歴史系博物館の枠を超えた展示計画など、積極的な提案を行うこと。

##### ② 展示基本設計

- ・展示整備計画における課題の整理と設計方針を策定すること。工事と備品の別等、工事区分は基本設計で整理すること。
- ・展示シナリオ、展示構成、動線・配置計画の検討を行い、取りまとめること。
- ・展示造作、展示ケース、映像、情報システム等のハード・ソフトの概略について設計すること。
- ・各展示ブースについてイメージパースを作成すること。
- ・多言語対応・解説計画の策定を行うこと。
- ・展示に係るグラフィックデザイン・サイン計画の策定を行うこと。なお、施設全体のサイン計画との整合・調和を図ること。
- ・基本設計図等（平面図、立面図、照明設備、ケース等什器、仕様概要書、仕上げ概要表等）を作成すること。
- ・展示に係る概算の工事費を算出すること。
- ・展示工事に係るスケジュール概要を作成すること。

##### ③ 展示実施設計

- ・展示シナリオ、展示構成、動線・配置計画を確定し、詳細設計を行うこと。
- ・展示造作、展示ケース、情報システム等のハード・ソフトについて詳細設計を行うこと。
- ・多言語対応・解説計画を確定すること。
- ・展示に係るグラフィックデザイン・サインについて、詳細設計を行うこと。
- ・実施設計図等（平面図、立面図、照明設備、ケース等什器、仕様概要書、仕上げ概要表等）を作成すること。
- ・展示に係る工事費及び維持管理費を算出すること。
- ・展示工事に係るスケジュールを作成すること。

#### カ 法令手続き等

- ・設計内容は法令遵守を徹底し、バリアフリー法等、関係する法令・条例・要綱等に基づく法令協議及び手続きを行うこと。法令手続きは全て業務期間内に完了すること。
- ・工事施工時及び完成時に必要となる諸官庁届出等についての一覧を作成すること。
- ・建築基準法に基づく計画通知を必要としない範囲の工事を想定しており、耐震補強を含む改修工事内容について、必要に応じて法令協議を行い、計画通知を必要としない範囲の工事を検討すること。（昇降機の計画通知は工事契約後工事受注者により行う。）

#### キ アスベスト分析調査

- ・本業務におけるアスベスト調査箇所は別表3のとおりとする。業務内容については、別紙2「アスベスト含有調査」による。
- ・シーリング材については、アスベスト含有調査前に材種判定を行うこと。その結果、油性コーキング又はブチル系シーリング材であれば、アスベスト含有分析調査を行うこと。材種判定により、アスベスト含有調査が不要となる場合変更設計の対象とする。
- ・アスベスト含有分析調査は、「定性分析」のみを実施することとしている。「定量分析」が必要となる場合は、監督職員と協議の上、変更設計の対象とする。
- ・配管保温材についてはアスベスト分析調査済みであり、機械室2箇所アスベストの使用が確認されている。

#### ク その他

- ・エレベーター昇降路の設置にあたり、ボーリング調査（1箇所）を実施し、設計に反映させること。
- ・エレベーターの昇降路の仕様は、各メーカーのエレベーターが設置できるように設計すること。
- ・本館北及び西側の敷地内通路を近隣住民が使用しており、改修後も通路を確保すること。なお、下水管が埋設されているため、留意すること。
- ・設計図書は貸与する既存図面を参考に、現地調査に基づき作成すること。
- ・建設コストの縮減を考慮した設計を行うと共に、建設コストが予算内に収まるよう基本設計段階からコスト管理を徹底すること。
- ・PCB含有調査は、変圧器について机上調査を行い設計に反映させること。

### (3) 本館北側別棟

#### ア 建築計画

- ・本館とは独立した建物として設計すること。
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設に承認される基準を考慮して設計すること。
- ・各室面積は別表2(2)を参考とする。ただし、施設全体計画の検討の中で、見直しを行う場合がある。各室の仕様は施設管理者へのヒアリング等を踏まえ、諸元表として整理すること。
- ・平面、外観のプラン案については、3案を提示し協議すること。
- ・標識、サイン等については、本館との統一性のあるものとする。
- ・整備に当たっては、施設概要に記載の耐震安全性の分類で設計すること。
- ・30人程度の一般利用者が使用する施設としての必要機能を確保すること。
- ・利用者動線と管理用動線の交錯を出来るだけ避けることが可能なゾーニング計画とすること。

#### イ 設備計画

- ・空調方式等は、施設管理者に室ごとの諸条件についてヒアリングを行い、選定を行うこと。
- ・通信設備として、業務系有線LAN及び利用者用公衆無線LANを整備すること。

#### ウ その他条件等

- ・設計に先立ち、ボーリング調査（2箇所）を実施し、設計に反映させること。
- ・設計に先立ち、整備地周辺の既存建築物、工作物等の位置を確認するための現地測量（レベル測量を含む）を実施すること。（専門業者ではなく設計事務所職員による測量で可とする。）
- ・設計図書は貸与する既存図面を参考に、現地調査に基づき作成すること。
- ・別表2の諸室面積以外に法令等により必要となる場合は監督職員に報告し協議すること。

#### エ 各種法令の手続き

- ・工事に当たり必要となる建築基準法に基づく計画通知等、関係する法令・条例・要綱等に基づく事前協議及び手続きをすること。設計内容は法令遵守を徹底し、必要に応じて関係機関と協議を行うこと。
- ・確認済証は業務期間内に取得すること。
- ・工事施工時及び完成時に必要となる諸官庁届け出等についての一覧を作成すること。

### (4) 別館

#### ア 全体計画・建築計画

- ・建築予定地が斜面地となっており、周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超えることを考慮した設計とすること。なお、利用者用の入口は南面に設置することを基本とし、旧永島家住宅から段差なく利用できること。
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設に承認される基準を考慮して設計すること。
- ・省エネルギー化、環境負荷の低減について検討すること。特に基本設計段階で原則ZEB Ready以上の要件を満たすよう検討を行うとともに、国庫補助金申請にあたっては必要な書類等を準備すること。
- ・各室面積は別表2(3)を参考とする。ただし、施設全体計画の検討の中で、見直しを行う場合がある。各室の様子は施設管理者へのヒアリング等を踏まえ、諸元表として整理すること。
- ・収蔵庫について、保管展示（見える収蔵）についても検討すること。
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザイン化（子育てにやさしい整備を含む。）を図り、建物内に11人乗り程度のエレベーターを新設する。
- ・トラックヤードは2トン以上の美術運送車の車体を屋内に乗り入れ可能とすること。
- ・平面、外観のプラン案については、3案を提示し協議すること。
- ・標識、サイン等については、本館との統一性のあるものとする。
- ・外構工事には、進入路から別館南側の入口までの通路についての舗装、トラックの侵入経路、別館両側の斜面地の植栽等及び敷地北側に予定している駐車場（約1,000㎡、一般利用者用10台、車椅子利用者用1台）を含むこととする。
- ・別館整備にあたっては、施設概要に記載の耐震安全性の分類で設計すること。
- ・100人程度の一般利用者が使用する施設としての必要機能を確保すること。
- ・利用者動線と管理用動線の交錯を出来るだけ避けることが可能なゾーニング計画とすること。

- ・トイレは、一般利用者を考慮した計画とし、清掃の容易さと衛生面に十分配慮し計画すること。なお、大便器は洋式とし小便器には自動洗浄装置をつけること。
- ・屋上展望デッキの設置を検討すること。

#### イ 設備計画

- ・展示（兼収蔵）室及び収蔵庫の上層には極力給排水管等の設置は控えるよう検討すること。
- ・空調方式等は、施設管理者に室ごとの諸条件についてヒアリングを行い、選定を行うこと。
- ・夜間開館や敷地内のイベント等に対応可能な電気及び給排水設備を設置すること。
- ・敷地内排水（雨水・汚水）について適切な処理方法を検討すること。
- ・通信設備として、業務系有線LAN及び利用者用公衆無線LANを整備すること。

#### ウ その他条件等

- ・設計に先立ち、ボーリング調査（4箇所）を実施し、設計に反映させること。
- ・設計に先立ち、整備地周辺の既存建築物、工作物等の位置を確認するための現地測量（レベル測量を含む）を実施すること。（専門業者ではなく設計事務所職員による測量で可とする。）
- ・設計図書は貸与する既存図面を参考に、現地調査に基づき作成すること。
- ・別表2の諸室面積以外に法令等により必要となる場合は監督職員に報告し協議すること。

#### エ 各種法令の手続き

- ・工事に当たり必要となる建築基準法に基づく計画通知等、関係する法令・条例・要綱等に基づく事前協議及び手続きをすること。設計内容は法令遵守を徹底し、必要に応じて関係機関と協議を行うこと。
- ・確認済証は業務期間内に取得すること。
- ・工事施工時及び完成時に必要となる諸官庁届け出等についての一覧を作成すること。

### 5 その他の設計条件（共通事項）

- ・ユニバーサルデザイン及びバリアフリーを考慮すること。
- ・長寿命、省エネルギー、省資源、自然エネルギーの活用等、環境負荷の低減について配慮すること。（屋根の遮熱等）
- ・「公共建築物等における京都府産木材の利用促進に関する基本方針」に則り、京都府産木材による内装の木質化等を検討すること。
- ・非構造部材について耐震施工とすること。このために天井、照明器具及び設備機器等の落下・転倒の危険性について検討すること。
- ・収蔵施設等の基準については、「文化財（美術工芸品）保存施設、保存活用施設設置・管理ハンドブック」（平成27年3月 文化庁文化財部美術学芸課）を参照のこと。
- ・積極的な提案を行い、監督職員の承諾を得た上で設計を行うこと。
- ・平面レイアウト等の設計にあたっては、文化財関係者等の意見を聴取し設計内容への反映を検討すること。
- ・完成後の清掃、点検、保守等の維持管理や、材料、機器更新等の保全が効率的かつ安全に行えるよう配慮すること。
- ・完成後の維持修繕、機器更新のしやすさ、ランニングコストを含めたライフサイクルコストの低減を考慮した設計を行うこと。
- ・設計に際しては建設コストの削減に努め、合理的な設計とすること。

- ・空調・受変電・発電設備について、イニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンス性、配置環境、改修計画等を総合的に比較検討して計画すること。
- ・水道、ガス、電気・通信設備の配管・配線等については災害及び改修時を考慮した計画とすること。
- ・周辺交通状況、敷地内状況、職員等の動線を考慮し、工事関係車両の通行経路、交通誘導員の配置、仮囲い範囲等、適切な安全対策を検討するとともに工事に必要となる仮設計画図を作成すること。
- ・概略工事工程表の作成においては、週休2日を考慮すること。
- ・工事内容、施工手順を十分に検討し、詳細な工事工程表の作成を行うこと。
- ・発注者の意思決定期間や各種法令協議期間を踏まえた詳細な業務工程表を作成し、業務工程管理を徹底すること。
- ・設計概要に記載する内容については、全て設計業務の成果品として提出することとするが、工事費の調整により発注工事内容を縮小することとなった場合は、監督職員の指示により、分割した成果品として提出すること。
- ・発注者からの要求により、文化財関係者への説明を求めることがある。
- ・地元説明等、監督職員から指示があった場合は、説明用資料作成等について協力すること。

## 6 参考

### 建築設計・展示設計業務区分（案）

項目	建築	展示	備考
本体全般	○	△	展示に関わる部分は、展示設計側から提案、調整
空調設備	○	△	展示室・収蔵庫等、展示設計側から条件提示
防災設備	○	△	同上
電気設備	○	△	同上
衛生設備	○	—	
情報通信網設備	○	△	
サイン全般	○	△	
展示誘導サイン	△	○	
展示ケース、什器	—	○	
映像、情報システム等	—	○	

※○は主体業務、△は補助的業務とする。ただし、上記に記載していない項目を含めて、建築・展示設計担当者及び発注者を含めて調整を行うものとする。

## 参加表明書及び技術提案書作成要領

### 1 参加表明書及び技術提案書によって選定される者の業務

参加表明書及び技術提案書の作成によって選定される者の業務は、京都府立丹後郷土資料館再整備に係る基本・実施設計等業務です。

### 2 参加表明書及び技術提案書の作成

(1) 参加表明書及び技術提案書は、配布書類・提出書類一覧（本要領末ページ）に基づき作成してください。

#### (2) 提出書類

ア 参加表明に係る書類は様式1（参加表明書）、様式2（質疑書）、様式3（事務所の業務実績一覧）、様式3-1（事務所の業績実績資料）、様式3-2（管理技術者・主任技術者の業務実績）、様式3-3（管理技術者・主任技術者の業務実績資料）、様式3-4（展示設計主任技術者の業務実績）、様式3-5（展示設計主任技術者の業務実績資料）、様式4（設計業務実施方針（コンセプト提案））です。

(イ) 様式1、様式2、様式3、様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式3-4及び様式3-5はA4判、様式4はA3判で作成してください。

(ロ) 様式2は必要に応じて作成してください。

イ 技術提案に係る書類は様式2（質疑書）、様式5（技術提案書）、様式6（業務実施方針・委託業務参考見積）、様式7（各課題に対する提案）及び様式8（業務工程計画・動員計画）です。

(イ) 技術提案に係る書類は、参加表明書に基づき選定された者が提出対象者です。対象者には技術提案書提出要請書を送付します。

(ロ) 様式5及び様式6はA4判で作成してください。

(ハ) 様式7及び様式8はA3判で作成してください。

(ニ) 様式2は必要に応じて作成してください。

### 3 参加表明書作成の留意事項

(1) 様式3及び様式3-1に記載する事務所の業務実績は、主要業務、同種業務、類似業務の優先順で記載することとし、合計3件以内で記載してください。

なお、各業務の区分は次のとおりとし、参加資格要件を満たす事務所の業務実績（共同企業体の実績の場合は、出資比率20%以上のものに限る）を1件以上記載してください。

#### ア 主要業務

平成19年度以降に完工の博物館（歴史系）に係る基本又は実施設計業務の元請としての実績がある業務とします。

#### イ 同種業務

平成19年度以降に完工の博物館（歴史系以外、美術館等含む）に係る基本又は実施

設計業務の元請としての実績がある業務とします。

ウ 類似業務

平成 19 年度以降に完工の博物館以外の公共施設に係る基本又は実施設計業務の元請としての実績がある業務とします。

- (2) 様式 3-2 及び様式 3-3 に記載する管理技術者・主任技術者の業務実績は、3 (1) ア、イ、ウの主要業務、同種業務、類似業務と同様の区分で同様の優先順で記載することとし、合計 4 件以内で記載してください。

※本件における博物館とは、登録博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設をいいます。

- (3) 設計業務の実施方針（コンセプト提案）について（様式 4）

ア 様式に記載する「設計事務所名」欄について、写しの 4 部は空欄として下さい。

イ 社名やプロジェクト名が特定できる実績等の記載を行わないで下さい。社名が特定できると当方で判断した箇所については、当該箇所を塗りつぶすなどの処理を行うことがあります。

ウ 資料は A 3 判横、1 枚で作成して下さい。原則横書きとします。

エ 標題（「設計業務の実施方針（コンセプト提案）」）、罫線は削除しないで下さい。また、様式上部の「※」書き文字は削除してかまいません。

オ フォント及び文字サイズ等の指定は行いませんが、読みやすい文字、行間等となるように配慮して下さい。

カ 図表・略図・基本的な図面等の使用は可としますが、詳細な設計図等による説明は避けて下さい。

#### 4 技術提案書作成の留意事項

参加表明に基づき選定を行った者に対し、技術提案書提出要請書を送付します。技術提案書提出要請書を受けた者は、以下について留意の上、様式 5、6、7 及び 8 を作成してください。

(1) 共通事項

ア 様式に記載する「設計事務所名」欄について、写しのうち 4 部は技術提案書提出要請時に各者に別途指定する「(アルファベット一文字) 社」として下さい。

イ 技術提案書には社名やプロジェクト名が特定できる実績等の記載を行わないで下さい。社名が特定できると当方で判断した箇所については、当該箇所を塗りつぶすなどの処理を行うことがあります。

(2) 業務実施方針・委託業務参考見積（様式 6）について

ア 様式 6 は、次の 3 つの提案課題に関する業務実施方針を文章で簡潔に記述してください。

【3 つの提案課題】

- ① 丹後地域の歴史・文化、観光拠点となる再整備の施設全体計画
- ② 本館の耐震改修による活用計画と省エネ対策及び景観と調和した施設計画
- ③ 何度訪れても発見のある展示機能、情報発信計画

- イ A4縦1枚の横書きで文章のみとしてください。
  - ウ フォント及び文字サイズ等の指定は行いませんが、読みやすい文字、行間等となるように配慮してください。
  - エ 1行あたり40文字以内とし、行数は38行以内としてください。
  - オ 罫線、矢印などを用いた図やフローチャートは不可とします。
  - カ 記載項目として提案課題の3点を必ず記載してください。なお、提案全体を総括した「提案要旨」や、補足的に「その他」などの項目を記載されることは差し支えありません。
  - キ 提示している様式の標題や枠線は削除しないでください。なお、様式上部「※」下記の文字は削除して構いません。
  - ク フォント、レイアウト、文字装飾（下線、色文字、強調文字など）の使用は自由です。
  - ケ 見積価格は、税抜で記載してください。なお、本業務に係る業務委託料は、96,413,000円（税抜）以内を予定していますので、この価格を超える場合は採点を行わず失格とします。また、委託候補者の選定後、業務委託契約時における委託料については、委託業務参考見積価格以内とします。
- (3) 各課題に対する提案（様式7）について
- ア 資料はA3横、3枚以内で、原則横書きとしてください。
  - イ 3枚の資料の表現方法は自由としますが、3つの提案課題毎に提案を行ってください。
  - ウ フォント及び文字サイズ等の指定は行いませんが、読みやすい文字、行間等となるように配慮してください。
  - エ 標題や枠線は削除しないでください。なお、様式上部「※」書きの文字は削除してかまいません。
  - オ 文章を補完するための最小限の配置イメージ、平面イメージなどは使用してかまいませんが、設計の内容を具体的に表現したものは使用しないでください。
  - カ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないでください。
- (4) 業務工程計画・動員計画（様式8）について
- ア 資料はA3版横1枚で作成してください。
  - イ 想定する業務区分を記載し、その概略期間を月毎に上・中・下旬を目安に、線を用いて記載してください。
  - ウ 業務区分は、可能な限り詳細に記載して下さい。様式に記載の項目欄が不足する場合は、適宜行を追加してもかまいません。
  - エ 提示している様式のレイアウトを変更することは可としますが、項目や枠線の削除は不可とします。
  - オ フォント、レイアウト、文字装飾（下線、色文字、強調など）の使用は自由とします。

## 5 参加表明書及び技術提案書の提出部数

### (1) 参加表明書

- ア 提出部数 10 部 (正 1 部、写し 9 部)
- イ 正本がカラー印刷の場合、写しもカラーとします。

### (2) 技術提案書

- ア 提出部数 10 部 (正 1 部、写し 9 部)
- イ 正本がカラー印刷の場合、写しもカラーとします。
- ウ 様式 6 及び 7 の写しの内訳
  - (ア) 正本の写し (設計事務所名を記載した写し) 5 部
  - (イ) 設計事務所名を「(アルファベット) 社」として社名を伏せた写し 4 部

配布資料・提出書類一覧

資料・様式名称		様式番号等	公示時 配布資料	参加表明時 提出書類	技術提案時 提出書類	
募集要領		—	○	—	—	
建築設計業務委託特記仕様書（施設概要、設計概要、面積表を含む。）		—	○	—	—	
評価基準 等		—	○	—	—	
参加表明書及び技術提案書作成要領		—	○	—	—	
参加表明書		様式1	○	○	—	
質疑書（※1）		様式2	○	△	△	
参加表明に係る書類	事務所の業務実績一覧	様式3	○	○	—	
	事務所の業務実績に係る資料	様式3-1	○	○	—	
	業務実績（管理技術者、主任技術者）	様式3-2	○	○	—	
	管理技術者、主任技術者の業務実績に係る資料	様式3-3	○	○	—	
	展示設計主任技術者の業務実績	様式3-4	○	○	—	
	展示設計主任技術者の業務実績に係る資料	様式3-5	○	○	—	
	設計業務実施方針（コンセプト提案）	様式4	○	○	—	
	参加資格確認 （※2）	登録証明書（※3）	—	—	○	—
		法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（※3）	—	—	○	—
		法人定款	—	—	○	—
		営業所一覧表	—	—	○	—
		京都府税の滞納がないことの証明（※3）	—	—	○	—
		消費税及び地方消費税の納税証明（※3）	—	—	○	—
	設計共同企業 （※4）	設計共同企業体届出書	参考様式1	○	△	—
設計共同企業体協定書の写し		参考様式2	○	△	—	
委任状		参考様式3	○	△	—	
使用印鑑届		参考様式4	○	△	—	
技術提案	技術提案書（表紙）	様式5	○	—	○	
	業務実施方針・委託業務参考見積	様式6	○	—	○	
	各課題に対する提案	様式7	○	—	○	
	業務工程計画・動員計画	様式8	○	—	○	
京都府立丹後郷土資料館の概要		資料1	○	—	—	
耐震診断結果概要版（本館棟・新館棟）		資料2	○	—	—	
再整備計画図		資料3	○	—	—	
敷地現況図		資料4	○	—	—	
敷地測量図		資料5	○	—	—	
本館棟・増築棟断面図		資料6	○	—	—	

※1 質問がある場合に提出

※2 設計共同企業体で参加する場合は、構成員ごとに提出。令和4年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格を有するものは省略できる。

※3 発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

※4 設計共同企業体で参加する場合のみ必要

**京都府立丹後郷土資料館再整備等基本・実施設計業務に係る  
公募型プロポーザル方式 評価基準**

「京都府立丹後郷土資料館再整備等基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザル方式募集要領」に基づき、技術提案書の提出を求める者の選定及び委託候補者の選定を行うため、以下に掲げる事項について総合的に評価する。

**1 参加表明書（技術提案書の提出を求める者の選定）に関する評価項目【25点】**

**(1) 事務所の業務実績【3点】**

本業務と同種の実績があるかどうか、実績内容・成果が本業務にふさわしいものか評価する。

**(2) 管理技術者、主任技術者及び展示設計主任技術者の業務実績【14点】**

担当チームの能力を、管理技術者、各担当主任技術者の業務実績で評価する。

更に、管理技術者及び意匠担当主任技術者については繁忙度を評価に加え、構造担当主任技術者、電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者は雇用形態を評価に加える。

**(3) 担当チームの設計業務実施方針（コンセプト提案）【6点】**

再整備に係るコンセプトや展示計画など、本業務の前提や建築・展示設計の実施方針を的確に捉えているか（「的確性」）、また、本業務を意欲的に取組もうとしているか（「意欲」）の2つの観点から評価する。

**(4) 京都府内に本店等を有するか否か【2点】**

**ア 単体企業**

府内に本店がある場合を2点、府内に支店、営業所等がある場合を1点として評価する。

**イ 設計共同企業体**

全ての構成員について府内に本店がある場合を2点、代表者のみ府内に本店がある場合を1.5点、代表者以外の構成員のみ府内に本店がある場合を1点、代表者のみ府内に支店、営業所等がある場合を0.5点、代表者以外の構成員のみ府内に支店、営業所等がある場合を0.2点として評価する。

※ 府内に支店、営業所等を有するか否かは、提出書類（法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、法人定款及び営業所一覧表）から判断する。

**2 技術提案書に関する評価項目【75点】**

**(1) 提案課題に対する評価【提案課題 ①20点 ②③各15点】**

以下に掲げる3の提案課題に対し、「的確性」「実現性」「独創性」の3つの観点から評価する。

**提案課題①****丹後地域の歴史・文化、観光拠点となる再整備の施設全体計画**

- 憩い、賑わいの創出も含めた合理的な敷地利用計画と全体配置計画、設備等の考え方
- 史跡丹後国分寺跡も含めた効率的、効果的な施設利用者動線の計画

**提案課題②****本館の耐震改修による活用計画と省エネ対策及び景観調和**

- 本館の耐震改修に伴う諸室配置の考え方
- 改修に伴い、ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）のうち「ZEB Ready」以上を目指す設備計画
- 「宮津天橋立の文化的景観」区域にふさわしい景観と調和した施設計画

**提案課題③****何度訪れても発見のある展示機能、情報発信計画**

- 他館からの借受資料及び当館収蔵資料の展示室の配置計画、展示動線計画
- 従来の歴史系博物館にはない新たな視点を取り入れた展示や情報発信計画

**※ 3つの観点について****① 的確性**

- ・ 提案内容について、諸条件を踏まえた論理的な説明がされているか。
- ・ 仕様書等を的確に理解し、明確かつ具体的に提案されているか。
- ・ 業務を効果的・効率的に実施するための提案がなされているか。

**② 実現性**

- ・ 実施方法等が具体的で、かつ実現性があるか。

**③ 独創性**

- ・ 提案者の知識や経験を活かした創意工夫が見られるか。

**(2) 提案課題に対する全体的な評価【15点】**

- ①を踏まえ、技術提案全体に対し上記3つの観点から評価する。

**(3) 業務工程計画・動員人数の妥当性【5点】**

- 工程毎に妥当な時間配分や動員が計画されているか評価する。

**(4) 価格点【5点】**

- 価格点 = 満点(5点) × (提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格)

京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計業務に係る  
 公募型プロポーザル方式 評価項目及び配点

評価資料	評価項目	評価事項	配点			
参加表明書	担当チームの能力	事務所の業務実績		3		
		管理技術者	建築	業務実績	2	3
				繁忙度	1	
		主任技術者	意匠	業務実績	2	3
				繁忙度	1	
			構造	業務実績	1	2
				雇用形態	1	
			電気	業務実績	1	2
				雇用形態	1	
			機械	業務実績	1	2
				雇用形態	1	
		展示	業務実績	2	2	
		担当チームの設計業務実施方針（コンセプト提案） 再整備に係るコンセプトや展示計画に基づく建築・展示設計の実施方針		的確性	4	6
				意欲	2	
府内企業			2			
小計			25			
技術提案書	提案課題① 丹後地域の歴史・文化、観光拠点となる再整備の施設全体計画		的確性	8	20	
			実現性	8		
			独創性	4		
	提案課題② 本館の耐震改修による活用計画と省エネ対策及び景観と調和した施設計画		的確性	6	15	
			実現性	6		
			独創性	3		
	提案課題③ 何度訪れても発見のある展示機能、情報発信計画		的確性	6	15	
			実現性	6		
			独創性	3		
	提案課題に対する全体的な評価		的確性	6	15	
		実現性	6			
		独創性	3			
業務工程計画・動員人数の妥当性			5			
価格点			5			
小計			75			
計画の合計			100			

京都府立丹後郷土資料館再整備等基本・実施設計業務に係る  
公募型プロポーザル方式における  
評価基準の各評価項目の評価方法と評価点の計算方法

共通事項

1 失格（無効）の判断

提案を失格（無効）とする場合は、募集要領に記載している提出物の応募条件への違反等、次の諸点を勘案して、外部有識者の意見を聴取した上で、京都府が決定する。

- (1) 設計図、模型等、応募条件で禁止されている過大な提出物があった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の申告があった場合
- (3) 外部有識者や選定会議の構成員等に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合
- (4) これらと同等と認められる不適当な行為があった場合

2 配点について

- (1) 提案課題に係る評価項目については、外部有識者がA、A<sup>-</sup>、B、B<sup>-</sup>、Cの評価を行う。
- (2) 参加表明時の各評価事項については、京都府によってあらかじめA、B、C等の段階評価による評価点の換算又は評価点の積み上げにより評価を行う。
- (3) 評価点の計算は、各項目の配点×評価係数とする。
- (4) 段階評価による評価係数は、以下のとおりとする。  
参加表明書に関する評価係数：A=1.0、A<sup>-</sup>=0.8、B=0.6、B<sup>-</sup>=0.4、C=0.2  
技術提案書に関する評価係数：A=1.0、A<sup>-</sup>=0.85、B=0.7、B<sup>-</sup>=0.55、C=0.4
- (5) 外部有識者の評価点処理は全員の平均とし、小数第2位未満切捨てとする。

1 担当チームの能力

(1) 事務所の業務実績

事務所の業務実績については、実績毎に表の評価事項により評価する。

評価点＝実績 1 件毎の評価を合算（最大 3 件）

区分	規模等	評価点
種別 ①	博物館（歴史系）	0.5
	博物館（歴史系以外、美術館等含む）	0.4
	博物館以外の公共施設	0.3
面積 ②	2,000 m <sup>2</sup> 以上	0.5
	1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	0.4
	500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	0.3

※面積とは、新築、改修・増築部分の床面積をいう。

(2) 管理技術者、主任技術者及び展示設計主任技術者の業務実績

担当チームの能力を、管理技術者、各担当主任技術者及び展示設計主任技術者の業務実績で評価する。

更に、管理技術者（建築）及び意匠担当主任技術者については繁忙度を評価に加え、構造担当主任技術者、電気担当主任技術者及び機械担当主任技術者は雇用形態を評価に加える。

ア 業務実績

技術者の業務実績の件数及び内容から、5段階（A、A1、B、B1、C）で評価する。

評価点 = 配点数 × 業務実績係数に基づく評価係数  
 業務実績係数 = 業務実績内容係数（表 1）× 業務実績立場係数（表 2）  
 +（表 1）×（表 2）+（表 1）×（表 2）+（表 1）×（表 2）  
 業務実績内容係数 = 区分係数① × 区分係数②

評価事項	業務実績係数	評価
業務実績	3.6 以上	A
	2.8 以上 3.6 未満	A1
	2.1 以上 2.8 未満	B
	1.4 以上 2.1 未満	B1
	1.4 未満	C

(表1) 業務実績内容係数

区分	規模等	区分係数
種別 ①	博物館（歴史系）	1.0
	博物館（歴史系以外、美術館等含む）	0.8
	博物館以外の公共施設	0.6
面積 ②	1,500 m <sup>2</sup> 以上	1.0
	800 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	0.8
	300 m <sup>2</sup> 以上 800 m <sup>2</sup> 未満	0.6

※面積とは、新築、改修・増築部分の床面積をいう。

(表2) 業務実績立場係数

<管理技術者、意匠担当主任技術者の場合>

業務実績における立場	業務実績立場	立場係数
	管理技術者、意匠担当主任技術者	1.0
	その他主任技術者、担当技術者	0.5

<構造、電気設備、機械設備主任技術者及び展示設計主任技術者の場合>

業務実績における立場	業務実績立場	立場係数
	管理技術者、各担当主任技術者	1.0
	担当技術者	0.5

### イ 繁忙度

手持ち業務と本件業務との重なり程度を、様式3-2の「現に従事している主な設計業務及び監理業務」欄の記載から3段階（A、B、C）で評価する。

$$\text{評価点} = \text{配点数} \times \text{管理技術者繁忙度評価係数} \\ + \text{配点数} \times \text{意匠担当主任技術者繁忙度評価係数}$$

評価事項	評価内容	評価
管理技術者及び意匠担当主任技術者の繁忙度	委託期間中を通して手持ち業務との重なりがない。	A
	手持ち業務と重なりが一時ある（委託期間のうち60%未満）が、程度から判断して業務遂行が可能。	B
	委託期間中を通して手持ち業務との重なりがある。（委託期間のうち60%以上）	C

### ウ 雇用形態

参加表明する者との雇用形態について3段階（A、B、C）で評価する。

$$\begin{aligned} \text{評価点} &= \text{配点数} \times \text{構造担当主任技術者雇用形態評価係数} \\ &+ \text{配点数} \times \text{電気設備担当主任技術者雇用形態評価係数} \\ &+ \text{配点数} \times \text{機械設備担当主任技術者雇用形態評価係数} \end{aligned}$$

評価事項	評価内容	評価
各担当主任技術者の雇用形態	直接的かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係	A
	直接的かつ3箇月未満の恒常的な雇用関係	B
	直接的な雇用関係にない	C

## 2 担当チームの実施方針（コンセプト提案）【外部有識者が評価】

府立丹後郷土資料館の再整備に係るコンセプトや展示計画に基づく建築・展示設計など、本業務の前提や整備方針を的確に捉えているか（「的確性」）、また、本業務を意欲的に取組もうとしているか（「意欲」）の2つの観点から5段階（A、A1、B、B1、C）で評価する。

評価項目	評価事項	評 価				
		A	A1	B	B1	C
担当チームの実 施方針	的確性	極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い
	意欲					

$$\text{評点数} = \text{配点数} \times \text{段階評価係数}$$

## 3 府内企業

本店等の所在地について、以下とおりに評価する。

### (1) 単体企業

府内に本店がある場合	= 2点
府内に支店、営業所等がある場合	= 1点

### (2) 設計共同企業体

全ての構成員について府内に本店がある場合	= 2点
代表者のみ府内に本店がある場合	= 1.5点
代表者以外の構成員のみ府内に本店がある場合	= 1点
代表者のみ府内に支店、営業所等がある場合	= 0.5点
代表者以外の構成員のみ府内に支店、営業所等がある場合	= 0.2点

1 提案課題に対する評価【外部有識者が評価】

提案課題に対するプレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、以下について5段階（A、A<sup>-</sup>、B、B<sup>-</sup>、C）で評価する。

(1) 提案課題に対する評価（外部有識者が評価）

以下に掲げる3つの提案課題に対し、3つの観点から評価する。

【3つの提案課題】

提案課題①

丹後地域の歴史・文化、観光拠点となる再整備の施設全体計画

- 憩い、賑わいの創出も含めた合理的な敷地利用計画と全体配置計画、設備等の考え方
- 史跡丹後国分寺跡も含めた効率的、効果的な施設利用者動線の計画

提案課題②

本館の耐震改修による活用計画と省エネ対策及び景観と調和した施設計画

- 本館の耐震改修に伴う諸室配置の考え方
- 改修に伴い、ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）のうち「Nearly ZEB」を目指す設備計画
- 「宮津天橋立の文化的景観」区域にふさわしい景観と調和した施設計画

提案課題③

何度訪れても発見のある展示機能、情報発信計画

- 他館からの借受資料及び当館収蔵資料の展示室の配置計画、展示動線計画
- 従来の歴史系博物館にはない新たな視点を取り入れた展示や情報発信計画

【3つの観点】

① 的確性

- ・ 提案内容について、諸条件を踏まえた論理的な説明がされているか。
- ・ 仕様書等を的確に理解し、明確かつ具体的に提案されているか。
- ・ 業務を効果的・効率的に実施するための提案がなされているか。

② 実現性

- ・ 実施方法等が具体的で、かつ実現性があるか。

③ 独創性

- ・ 提案者の知識や経験を活かした創意工夫が見られるか。

(2) 提案課題に対する全体的な評価

(1) を踏まえ、技術提案全体及び業務実施方針に対し上記3つの観点から評価する。

評価項目	評価事項	評価				
		A	A	B	B	C
全体的な評価及び3つの課題に対する評価	的確性	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
	実現性					
	独創性					

$$\text{評点数} = \text{配点数} \times \text{段階評価係数}$$

2 業務工程計画・動員に対する評価

工程毎に妥当な時間配分や動員が計画されているか、3段階（A、B、C）で評価する。

$$\text{評点数} = \text{配点数} \times \text{業務工程計画・動員計画の妥当性評価}$$

業務工程計画・動員計画の妥当性評価

評価内容	評価
工程計画が妥当であり、かつ延べ業務用員数において、府で算出した数以上の技術者の動員が計画されている。	A
工程計画が妥当であり、かつ延べ業務用員数において、府で算出した数の90%以上の技術者の動員が計画されている。	B
工程計画が妥当でない又は延べ業務用員数において、府で算出した数の90%未満の技術者の動員が計画されている。	C

3 価格点

提案価格として、委託業務参考見積価格について評価する。

※提案価格のうち最低価格を満点として評価する。

$$\text{価格点} = \text{満点} \times (\text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格})$$

業務名 京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務

■一次審査

評価項目	評価内容	配点	A	B	C	D
事務所の業務実績		3	2.40	1.10	3.00	2.00
管理技術者	業務実績	2	1.20	0.40	2.00	1.20
	繁忙度	1	0.60	0.60	0.60	0.20
主任技術者 意匠	業務実績	2	1.20	0.40	0.80	0.40
	繁忙度	1	1.00	1.00	0.60	0.60
主任技術者 構造	業務実績	1	0.60	0.20	0.60	0.60
	雇用形態	1	0.20	1.00	1.00	0.20
主任技術者 電気	業務実績	1	0.20	0.20	0.20	0.60
	雇用形態	1	1.00	1.00	1.00	0.20
主任技術者 機械	業務実績	1	0.20	0.20	0.40	0.60
	雇用形態	1	1.00	1.00	1.00	0.20
主任技術者 展示	業務実績	2	2.00	0.40	1.60	0.80
府内企業		2	2.00	0.00	0.00	0.00
コンセプト提案	的確性	4	2.80	2.80	2.80	3.00
	意欲	2	1.30	1.30	1.50	1.70
小計		25	17.70	11.60	17.10	12.30

■二次審査

評価項目	評価内容	配点	A	B	C	D
提案項目①	的確性	8	6.50	4.40	6.20	7.10
	実現性	8	5.90	4.70	5.90	6.50
	独創性	4	3.25	2.65	2.95	2.65
提案項目②	的確性	6	4.42	3.75	5.10	4.87
	実現性	6	4.42	3.97	4.42	4.42
	独創性	3	2.32	1.98	2.43	2.43
提案項目③	的確性	6	3.97	3.07	4.42	4.65
	実現性	6	3.97	3.07	4.20	4.20
	独創性	3	1.76	1.65	2.21	2.66
全体の評価	的確性	6	4.42	3.30	4.65	4.65
	実現性	6	4.20	3.52	4.87	4.42
	独創性	3	2.32	1.76	2.43	2.43
業務工程計画・動員人数の妥当性		5	5.00	2.00	3.50	5.00
価格点	満点×(最低価格/提案価格)	5	4.86	4.84	4.91	5.00
小計		75	57.31	44.66	58.19	60.98

合計		100	75.01	56.26	75.29	73.28
----	--	-----	-------	-------	-------	-------

2 4 1 3

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

令和4年12月2日

調査機関名	京都府教育庁指導部文化財保護課
-------	-----------------

案件名称	京都府立丹後郷土資料館再整備基本・実施設計等業務
------	--------------------------

候補者名	株式会社 石本建築事務所大阪オフィス	総合点	75.29
------	--------------------	-----	-------

参加者名称（五十音順）

名称	備考
株式会社 石本建築事務所大阪オフィス	技術提案書提出要請
株式会社 新素材研究所	技術提案書提出要請
株式会社 地域計画建築研究所	技術提案書提出要請
有限会社 ケース	技術提案書提出要請

総合点 (点数順) 【満点100点】	1	75.29
	2	75.01
	3	73.28
	4	56.26

候補者の選定理由
業務内容や業務趣旨及び現状に関する理解が十分あり、的確性、独創性のある企画提案に基づく効率的・効果的な業務遂行が期待できるため。

外部有識者名 (五十音順)	所属名及び役職名等	氏名
	宮津商工会議所 会頭	今井 一雄
	京都府立大学 文学部 准教授	上杉 和央
	京都工芸繊維大学 デザイン・建築学系 教授	角田 暁治
	京都市京セラ美術館 企画推進ディレクター	前田 尚武